別表十二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表十二　高山市三町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 土蔵	一棟	上二之町一〇番

○文部科学省告示第百五十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成五年文部省告示第百十八号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 主屋 主屋 主屋	一棟 一棟 一棟 一棟	倉敷市阿知二丁目八七一 倉敷市本町一〇一〇 倉敷市中央一丁目三一二―一 倉敷市中央一丁目三一二

○文部科学省告示第百五十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　富田林市富田林伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 附属屋	一棟	富田林町九―二三

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	室戸市吉良川町甲二二三三

別表三中、次の表に掲げるものを削除する。

別表三　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 主屋 主屋 主屋 主屋	一棟 一棟 一棟 一棟 一棟	吉良川町甲二二四二―三 吉良川町甲二二〇八 吉良川町甲二二二六 吉良川町甲二二一五 吉良川町甲二二九四 吉良川町甲二七八六

○文部科学省告示第百五十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	恵那市岩村町三〇五

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 蔵 主屋	一棟 一棟	朝倉市秋月野鳥五三五 朝倉市秋月五八五

○文部科学省告示第百六十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　川越市川越伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 店棟	一棟	川越市幸町一五番地九、十